

公益財団法人起業家支援財団

平成24年度 事業計画

I. はじめに

当財団は、平成24年3月、設立5周年を迎える。平成22年3月、公益財団法人の認定を受け、同年4月より、公益財団法人起業家支援財団として事業活動を展開してきたが、本年度も公益目的を達成するため定款に定める諸事業に引続き着実に取り組む。

今年度は、2年にわたる内閣府からの受託事業、「社会的企業育成支援事業」が平成24年3月で終了するが、あらたに神奈川県からの「新しい公共」受託事業が始まる。また設立発起人を務め出資も行なった「起業家等の育成支援を行うインキュベーション施設」(関内イノベーションイニシアティブ株式会社。施設名は関内フューチャーセンター)の企画運営業務を引続き受託して、起業家の育成支援に取り組むなど公益性の高い事業を推進していく。

さらに当財団の設立5周年の記念行事を企画、事業の質、量ともに更なる充実を図っていく。

また、当財団の管理運営についても、平成21年9月の新横浜から関内への移転に続き、関内フューチャーセンターの設立に伴い平成23年5月、同センター内に移転したが、行政、諸団体との立地がさらに近接したこと、インキュベーション施設の企画・運営に携わるようになったことから、当財団の対外接点は急速に拡大し、業務も幅広になっている。こうした点も踏まえ、公益財団法人として、組織の管理運営については一段と正確性、透明性、法令遵守に配慮した運営を行う。

II. 定款に定める事業

1. 学生起業家支援事業

1-1 将来、起業を目指す学生に対する奨学金の給付

第4期生に続き、第5期奨学生(30名余)を奨学生選考委員会において選考し、奨学金を給付する。

1-2 将来、起業を目指す学生に対する教育、助言等

第4期生に対して、学生起業塾を継続、平成24年3月に成果報告会を実施する。

第5期生に対しては、平成24年4月に開講、翌年3月まで全8回の学生起業塾を開催する。

なお第6期生以降については、奨学生の意欲、能力、ビジネスプランの評価に応じて奨学金支給金額にランク付けを行う等により、将来有望な起業家輩出に資する仕組み作りを行い、必要に応じて定款の見直しも図っていく。

2. 青年起業家支援事業

2-1 ベンチャー起業家と経営者をつなぐフォーラムの開催

第1回は青年起業家、第2回は食と農、第3回は神奈川のモノづくりに焦点を合わせて開催したが、今年度は5周年記念行事に統合して開催することとする。

テーマとしては「新しい働き方」と「ソーシャルファンド」を取り上げる予定。

2-2 経営道場の開催

第4期生の「経営道場2011」、平成23年9月開講（平成24年3月閉講）、受講生9名。

第5期生の「経営道場2012」、平成24年9月開講（平成25年3月閉講）受講生10名を見込む。

2-3 起業家等の育成支援のためなどに設置するインキュベーション施設の企画運営業務受託

インキュベーション施設（関内イノベーションイニシアティブ株式会社）における起業家の支援育成を具体的に実現するため、当財団が施設の起業家育成支援事業の企画運営機能を受託し、育成支援のノウハウを提供する。

3. アントレプレナー教育の実施及び受託

3-1 社会的企業育成支援事業（コンソーシアム事業）

本事業は、平成23年12月3日をもって全6回のiSB公共未来塾（研修とインターン）を終了、12月23日に最終となる第4回の社会起業プランコンテストの開催により、当初予定のプロジェクトを終了するが、24年度については来年3月までエンハンスドプログラムの展開と事務局としての管理業務並びに起業支援対象者に対する支援業務を予定している。

3-2 大学における寄附講座の取組み

学生にも好評であったので、今年度も、横浜市立大学において、寄附講座として経営者などの講義を実施する。

3-3 その他のアントレプレナー教育の受託

将来を担う小中学生、高校生、大学生などに対して、協調性、自立心、判断力などを総合的に備えた人材として育成するため、実践的、体験的なアントレプレナー教育を行う。

3-4 神奈川県から受託した「新しい公共支援事業」の展開

社会的企業の人材育成・起業支援のため、iSB公共未来塾に続く新たな展開として横浜ソーシャルビジネススクール（YSBスクール）を設立し、広く社会起業家の育成支援を行っていく。

本件は、神奈川県が国からの交付金による基金を活用して、新しい公共の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、新しい公共の拡大と定着を図るための事業で、本年10月に自治体を含む5団体によるコンソーシアムを組んで応募し、承認された事業。

※コンソーシアムのメンバー

- ・公益財団法人起業支援財団
- ・神奈川県商工労働局産業部産業活性課
- ・株式会社エンパブリック
- ・株式会社浜銀総合研究所
- ・学校法人関東学院

4. 起業家顕彰事業

顕著な実績を挙げている起業家や経営者を、他団体と連携して顕彰する。

このため、引き続き神奈川ビジネスオーデイションの実行委員会に参加するとともに、他のインキュベーション施設とも情報交換、連携を行う。

5. アントレプレナー教育に関する調査及び研究事業

5-1 都市型ソーシャルビジネスモデル構築に関する研究事業

社会的企業育成支援事業を参考にして、都市型のソーシャルビジネスモデルの顕在化、成立要件、地域課題解決の担い手を育成するためのプログラムの開発などの研究を行う。

5-2 学生における起業に関する意識調査

奨学金給付事業の受給生を中心に、大学生、大学院生等の起業に対する意識を調査分析する。

5-3 起業家教育に関する実態調査

神奈川県内、東京都内など首都圏における学校での起業家教育の事例を調査する。

6. 財団設立5周年記念行事

当財団は平成24年3月で5周年を迎える。これを記念し、かつ今後の当財団の活動分野と役割の拡大を展望し、「新しい働き方」と「ソーシャル・ファンドの立ち上げ」をテーマとしたフォーラムを開催する。時期は来年3月～5月を予定。

7. ソーシャル・ファンドまたはソーシャル・ファイナンスの立ち上げ

財団設立5周年を機に「ソーシャル・ファンド」ないし「ソーシャル・ファイナンス」に取り組むべく、本年10月より財団内で研究会を立ち上げ、先進事例であるヨーロッパのソーシャルファイナンスの成立過程や背景、仕組み等のスタディを開始している。

財団としては、主に社会起業やインディペンダント・コントラクター的に仕事をしようとする人材に対し、資金面に加え、プロボノやボランティアを組織化して業務プロセス面やネットワークづくりを含めた総合的な支援を行うことにより、「新しい働き方」の醸成と促進を目的として活動を展開していく。

8. その他

8-1 情報発信についての取り組み

ホームページの見直しのほか、ブログ、フェイスブックなど、インターネット環境下における情報発信を強化する。また、事務局通信の配布対象を拡大する。

8-2 学生起業塾、経営道場の修了者のネットワークづくり

それぞれ、今年、第5回を迎えることから、過去4回の同窓会を開催し、縦横のネットワークを構築する。

8-3 賛助会員制度の運用開始

当財団が公益財団法人の認可を受けたことも踏まえ、財団の運営をバックアップいただきメンターとしてもご支援いただける賛助会員の募集を本格開始する。

Ⅲ. 管理、運営

1. 組織運営

1-1 正確・透明な財団運営

公益財団法人として、公益性を踏まえ、法令、定款に沿って正確・透明な財団運営を行う。
特に、国や自治体等公的部門から受託した事業について明確な事業別管理を行う。

1-2 評議員会、理事会の開催

定時会合の他、必要な場合には随時臨時会合を開催し、評議員会、理事会の場で必要な協議を行う。

2. 財団管理

2-1 規定等の遵守

経理規定等諸規定を遵守し、コンプライアンス意識を徹底して透明な業務運営を行う。
また、随時、税務顧問のチェックを受け、正確な事務管理に努める。

2-2 管理体制の強化

パートタイマーを含めた人員の増加、業務委託先の増加などにより、当財団の業務運営に関与する人員数が増加しており、適正な業務管理体制の実現に努める。

以 上